

令和 3 年 6 月 10 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01378

研究課題名(和文)複合的消費者役務提供契約における解消法理とその現代的機能に関する研究

研究課題名(英文) Study on the theory to withdraw of combined consumer service contracts and the today's function

研究代表者

寺川 永 (TERAKAWA, Yo)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：50360045

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、消費者役務提供契約が別の契約と結合する場面を「複合的消費者役務提供契約」と捉え、中途解約等の解消の場面において生じる法理(解消法理)を中心に、ドイツ法およびEU私法の展開をふまえ、その現代的機能について検討し、特に役務提供契約に関する新たな法理論の構築を目指すものである。本研究では様々な視点から検討を加えてきたが、その成果をもってしても上記法理のさらなる検討の必要性は認められるが、他の契約と結合する複合契約においてどのような影響を与え、その際「役務」という特徴がどのような機能をもたらすのかについて、新たなビジネスモデルが台頭する中、さらなる考察を要することを考えさせる契機となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の「複合的消費者役務提供契約」において生じる法的問題は、少なくともひとつの契約が消費者契約であるときに他方の契約にどのように影響を及ぼすのか、といった点において顕在化することになる。また、物品の引渡しを目的とする売買契約とは異なり、役務の提供を目的とする役務提供契約の場合、役務が有する無形性に起因する様々な特徴により、その問題をより複雑なものとしており、消費者問題の論点のひとつでもある。本研究は、複数の契約が結合し、その一部の契約が役務提供を目的とする消費者契約である場合において、その理論構成の重要性を説き、その解明を試みるものであった。

研究成果の概要(英文)： This study considers the situation in which a consumer service contract is combined with another contract as a "linked consumer service contract" and examines its modern functions, focusing on the legal doctrine of termination that arises in the situation of termination such as cancellation before maturity, based on the development of German law and EU private law. This study aims to construct a new legal theory, especially regarding service contracts. In this study, we have examined from various perspectives, and even with the results of this study, the need for further examination of the above legal doctrine is still recognized. Then, it has provided a new perspective on how it is affected in the situation of a compound contract linked with other contracts, and what function the characteristic of "service" brings to the situation. This was an opportunity to think about the need for deeper examination based on this perspective as new business models emerge.

研究分野：社会科学

キーワード：複合契約 消費者契約 役務提供契約 民法 解消法理

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の社会生活には、売買のように財産権の移転を目的とする取引だけではなく、役務（サービス）の提供を目的とする取引が多数みられる。顧客からの要望も多様化し、情報通信機器の劇的な進化により、商品そのものに加えてその流通手段がより複雑なものとなっているが、そうした役務の提供を目的とする契約（役務提供契約）について、十分な法規制が行われているとは言い難い。

わが国の民法典には雇用・請負・委任・寄託（民法 623 条～同 666 条）があり、これらの類型に該当しない役務提供契約は準委任（民法 656 条）に含めるという法律構成がなされている。また、特定商取引法には「特定継続的役務提供」（特定商取引法 41 条～同 50 条）として一定の契約類型について規制が行われているが、その適用範囲はきわめて限定的である。そのため、役務の提供を目的とする消費者契約（消費者役務提供契約）に着目した研究としてはこれまでさほど十分に検討されてきたとはいえない。そして、とくに消費者役務提供契約が他の契約と結合する場面においては、その理論的な解明が求められていた。たとえば、消費者役務提供契約の締結時にその資金提供（融資）を目的とした金銭消費貸借契約を締結した場合において、当該役務が契約締結時に想定したものと異なるために前者を中途解約するとき中途解約後も消費者は金銭消費貸借契約に拘束されるのか。こうした論点にも関連して、2020 年 4 月に施行された改正民法の立法過程において役務提供契約の総則規定や複数契約の解除を定める規定を置く提案もされた。しかし、結局そうした提案は見送られることになった。

(2) 海外の法規制に目を向けると、ドイツ民法では、古くから二つ以上の契約が結合した契約に関する議論（契約結合からネット契約へ）が積極的に展開されてきていた。もっとも、その議論の方向自体はやや錯綜した状況にはあるものの、EU 指令による EU 加盟国の国内法に対する平準化の流れとともに、一定の法規制が試みられた事実は重要である。具体的には、ドイツ民法典（BGB）に「結合契約」と呼ばれる契約類型（BGB358 条）と「関連契約」と呼ばれる契約類型（同 360 条）に関する規定が設けられている。前者の契約類型については古くから議論の盛んのあるところではあるのに対して、後者の契約類型についてはさほど大きな議論とはなっていないようではあるが、本研究の「複合的消費者役務提供契約」との関連では、より深い検討が求められているように思われる。

2. 研究の目的

(1) わが国において役務提供契約に関する法規制がさほど活発ではない原因として、（役務提供を内容とする取引の特徴である）役務内容の特定性が困難であることや、その不確定性、さらに多様性が考えられ、そのために部分的な法規制に留まり、かつそのことが統一的な基準を設けることの障壁となっている点は否めない。そこで、本研究は、消費者が事業者との間で締結する役務提供契約を念頭に置いた上で、さらに、別の契約と結合する場面において、すなわち「複合的消費者役務提供契約」が問題となる場面における消費者役務提供契約の理論を展開し、その問題構造を明らかにすることが可能ではないかとの考えに至ることとなった。

(2) 本研究以前の研究（以下、「先行研究」と略する。）は、役務の提供を目的とする消費者契約を「消費者役務提供契約」と呼称することとし、日本、ドイツおよび EU の消費者役務提供契約に関する法理論を検討し、その限界を明らかにするとともに、消費者役務提供契約の解消の場面において考えることのできる法理（以下「解消法理」）の構築を目指し、その現代的な機能を明らかにすることを目的としていた。先行研究は、「役務提供契約の一般法理とその現代的機能に関する研究」（課題番号：24730092）と題する研究や「消費者役務提供契約の解消法理とその現代的機能に関する研究」（課題番号：15K03232）と題する研究（以下、「先行研究」と略する。）を行ってきた。先行研究では、一般法理の研究を行う中で、情報の非対称性・交渉力の格差がみられる消費者契約の中途解約等の場面において法的保護を要するものであることが明らかとなり、そうした場面での解消法理を検討する必要性があるとの結論に至った。たとえば、事業者間契約における解消の場面では、契約交渉過程において約款による規律がある程度形成されており、解消法理としての全体像を捉えにくいという事情があった。そして、消費者役務提供契約特有の解消法理として理論構築する必要があることを強く意識することとなった。

そこで、本研究は、役務提供契約をめぐる法規制を先行研究で整理してきたものを、さらに展開させるものである。つまり、本研究では、消費者役務提供契約に重点を置き、これが他の契約と結合する場面を「複合的消費者役務提供契約」として捉え、その解消法理を分析し、日本、ドイツおよび EU の法理論を軸として、複合的消費者役務提供契約の解消法理の現代的機能を明らかにするものである。

3. 研究の方法

(1) 先行研究と同様、ドイツ・ハンブルクにあるマックス・プランク外国私法及び国際私法研究所における研究者との情報交換および資料収集を定期的に行った。これは、ドイツ法およびヨーロッパ私法に関する学術的な示唆を得ることも、本研究の遂行にあたって必要不可欠な研究活動のひとつであった。もっとも、2020年度についてはコロナ禍により海外渡航が困難となり、もっぱら国内での研究に専念せざるを得ない状況であったことから、もっぱら海外のデータベースを中心に資料収集に努め、その調整に試行錯誤を繰り返しながら進めてきた。

(2) 国内での研究活動としては、国内で開催される研究会等にも参加し、研究者との情報交換を通じて研究成果につなげることを意識していた。そして、下記研究成果(4.)に掲げる論文等で、本研究の一部を公表する方法をとった。

4. 研究成果

(1) 2018年度は、本研究のテーマである複合的消費者役務提供契約の解消法理について、外国文献の翻訳等の準備をしつつ、幅広い観点から研究を行ってきた。公表論文としては、プリペイド型電子マネーを登録したスマートフォンの紛失または盗難が生じた場合に、当該電子マネーによるサービスを提供する事業者には不正利用を防止するために登録会員がとるべき措置について適切に約款等で規定し、これを周知する注意義務があるとした東京高判平成29年1月18日判時2356号121頁の判例研究のみである(「私法判例リマックス2018(下)」掲載)。一見すると、消費者紛争における事業者の注意義務を課した、ひとつの下級審裁判例にすぎない。しかし、情報通信機器であるスマートフォンなどの携帯端末を購入するにあたって、携帯端末自体の購入契約と、携帯端末を使って通信環境を利用するために、通信事業者との間で通信契約を結ぶことが多い。また、上記判決の事案においては、通信サービスを利用するにあたって、そのサービスの支払にあたって、クレジットカード決済が行われており、少なくとも現象面を捉えれば、いわゆる「複合契約」(複合的消費者役務提供契約の上位概念と解することもできる)の一場面として捉えることが可能である。その意味では、本研究とも深い関連性を有する検討を行うことができた。

(2) 2019年度では、本研究のテーマである複合的消費者役務提供契約における解消法理について、引き続き国内外の文献の読み込み等による分析を行いながら、研究内容の公表を行ってきた。まず、判例研究として最判平成5年10月19日民集47巻8号5061頁の分析を行い、公表した(「法学教室」465号掲載)。これは、「役務」を提供する請負契約に関するものであり、注文者の承諾のない一括下請負が行われた事案において、出来形部分の所有権の帰属について注文者と元請負人との間でなされた特約の効力が下請負人にも及び、注文者が出来形部分の所有権を取得するとした最高裁判決である。請負契約は民法典に定める典型契約のひとつであり、消費者契約と捉えることはできない。しかし、元請契約と下請契約という二つの契約が連鎖することで「下請負」が形成され、(1)と同様に、現象面としては「複合契約」の一場面として捉えることができる。また、複数の研究者とともに、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスに関するEU指令、物品売買契約に関するEU指令およびオンライン仲介サービスに関するEU規則の翻訳を試みた(「ノモス」45号および「NBL」1163号掲載)。これらは、必ずしも直接的に本研究に関わるものではないが、いずれも「役務」や「解消」にかかる研究をすすめるにあたって有益な示唆となり得た。最後に、消費者法に関する書籍において「複合契約と消費者」の執筆を担当した(「基本講義消費者法(第4版)」掲載)。これは、版を重ねるにあたって、その後の展開をアップデートしたものであり、複合契約が消費者との関係でどのような問題が生じることになるのかを再確認することができた。

(3) 2020年度では、昨年度に行われた国内外の文献の読み込み等による分析を基礎として、論文の執筆に傾注してきた。関西大学法学研究所で開催された日韓消費者法セミナー(第151回特別研究会:2020年2月18日)の報告原稿に加筆修正したものを公表した(「ノモス」46号掲載)。これは、2017年民法改正において検討項目の一つとされた「複数契約の解除」について、最終的には明文規定の新設が見送られることになったが、その経緯について部会資料に基づいて分析した。複合的消費者役務提供契約に関する重要なトピックではあり、本研究との関連性は大きい。もっとも、明文規定の新設が見送られることにより、複合的消費者役務提供契約における解消場面の法理については引き続き解釈に委ねられ、理論構築の深化が求められることが確認された。次に、送り付け商法等の規制としてドイツ民法典241a条を中心に検討し、その成果を公表した(「消費者法ニュース」125号掲載)。本研究のテーマと直接関わるものではないが、送り付け商法等の目的に「役務」が含まれる場合もあり、有益な示唆を得ることができた。最後に、消費者契約法2条に定める「消費者」概念について、フリマアプリなどを介したCtoC取引における購入者側消費者の保護をどう捉え、どのような法規制が考えられるかについて分析し

た(「ジュリスト」1558号掲載)。近時オンラインプラットフォームが介在するビジネスモデルに対し、これを運営するオンラインプラットフォーム事業者への法規制も議論されているところ、複合的消費者(役務提供)契約の構造を有すると捉えうる上記モデルにおける CtoC 取引(消費者)の位置づけと消費者契約法のあり方を論じるものであった。

(4) 総じて、これらの研究実績を通じてもなお複合的消費者役務提供契約の解消法理の理論的解明の余地は残されているといえるが、特に他の契約と結合するような複合契約の場面においてどのような影響を与えるのか、その際「役務」という特徴がどのような機能をもたらすものであるのかについて、新たなビジネスモデルの登場とともに、さらなる検討を必要とすることを考えさせ、さらに理論研究を進める契機になったといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 寺川永	4. 巻 1558号
2. 論文標題 消費者契約法と事業者の消費者	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 16-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 寺川永	4. 巻 125号
2. 論文標題 ドイツにおける送り付け商法等の規制について：BGB241a条を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 74-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 寺川永	4. 巻 46号
2. 論文標題 複数契約の解除 改正で実現されなかった論点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 51-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 カライスコス アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）	4. 巻 1163号
2. 論文標題 ビジネス・ユーザーのためのオンライン仲介サービスの公正性及び透明性の促進に関する欧州議会及び理事会規則（Regulation(EU)2019/1150） 概説および条文訳	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 41-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 カライスコス アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）	4. 巻 45号
2. 論文標題 デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive(EU)2019/770)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 132-140
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 カライスコス アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）	4. 巻 45号
2. 論文標題 デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive(EU)2019/770)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 150-154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 カライスコス アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）	4. 巻 45号
2. 論文標題 物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive(EU)2019/771)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 168-175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 カライスコス アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）	4. 巻 45号
2. 論文標題 物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive(EU)2019/771)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 181-184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺川永	4. 巻 465号
2. 論文標題 講義 民法の重要判例 下請契約における出来形部分の所有権の帰属 (最判平成5・10・19)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 16-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺川永	4. 巻 57号
2. 論文標題 紛失したスマートフォンに登録されたプリペイド型電子マネーの発行および管理を行う事業者の注意義務	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス2018 (下)	6. 最初と最後の頁 43-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中田邦博、鹿野菜穂子編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 404 (276-290)
3. 書名 基本講義消費者法 (第4版)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------